

賃貸借契約解約通知書

	通知日
	年 月 日

解約日 (予告期間満了日)	立会日
年 月 日	年 月 日

借主 所在地 _____

物件名 _____ 部屋番号 _____

氏名 _____ (印)

TEL _____

転居理由 ☐ 転勤 ☐ 転職 ☐ 結婚 ☐ 独立 ☐ 入学 ☐ その他 ()

移転先 住所 _____

TEL _____

～返金口座～

銀行 支店 普通・当座

口座番号 フリガナ 口座名義

(注) 電話で事前に解約申込の連絡をして頂き、FAXまたはメールにてお送りください。

《本通知書作成にあたってのご注意とお願い》

- ① 契約解約日 賃貸借契約書の契約解除の条項(賃貸借契約書第3条記載)に基づき、届出日から40日の予告期間が必要です。
- ② 退去(明渡し) 退去は、住居を明渡し、鍵を返還した時に完了したものと認定します。
尚、鍵の返却以降は、契約解約日以前でも貸室の使用はできません。
- ③ 賃料等 契約解約日以前に住居を退去されても、契約解約日まで頂きます。万一、明渡しが遅延することがあれば、理由の如何を問わず遅延期間に関しても賃料をお支払い頂きます。
※予告期間満了日が月途中の場合、一旦、予告期間満了日を含む月の賃料1ヶ月分をお預かりします。予告期間満了日の翌日以後の賃料の扱いにつきましては、下記⑥の敷金と同様と致します。
- ④ 電気・ガス・水道料金等 電気・ガス・水道及び電話は各供給機関に前もって連絡をし、必ず退去日までの料金を清算してください。
- ⑤ 住宅の修繕 退去時に際し、居住者負担に係る修繕及び取替が必要な場合には、その工事に要する費用を負担して頂きます。予めご了承ください。
- ⑥ 返還金の送金 敷金は、賃料及び修繕費(原状回復費)等の支払債務が残っている場合には、その債務金額を控除した残額を退去後1ヶ月を目途に、お客様の口座にお振込致します。
- ⑦ 郵便物及び残地物 郵送物に関しては、郵便局やヤマト運輸へ転送の申込をお願い致します。
・郵便局 郵便局窓口、または、ホームページ
・ヤマト運輸 フリーダイヤル:0120-01-9625、または、ホームページ
尚、退去後に郵送物及び残地物があった場合には、転居先へ着払にてご郵送させて頂きます。

〒177-0044 東京都練馬区上石神井4-30-2

東和興業株式会社

TEL 03-3920-8063 FAX 03-3928-3344

gyoumu@towa-k.co.jp